

平成30年（ワ）第237号、令和元年（ワ）第85号、第143号、第219号  
令和2年（ワ）第18号、第169号 「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件  
原告 原告1 外669名  
被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面（23）

～違法性の時期にかかる予備的主張～

令和3（2021）年6月22日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士

日置雅晴



同 弁護士 濱野泰嘉



同 弁護士 松田耕平



同 弁護士 真野亮太



## 第1 本件における規制権限不行使の違法性の時期について

原告らは、平成14（2002）年7月に「長期評価」が公表されたことにより、遅くとも同年12月31日までには、省令62号4条1項の「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれがある」と認識できる状況となったのであるから、経済産業大臣は、同日までに、被告東電に対して、電気事業法40条による技術基準適合命令を発令しなければならなかつたのであり、経済産業大臣が、同命令を発令しなかつたことは、原告らとの関係において国賠法1条1項の適用上違法である旨を主張するものである。

そして、仮に、平成14（2002）年12月31日時点においては、同命令を発令しなかつたことが違法とは評価できないとしても、下記の事情からすれば、どんなに遅くとも、平成18（2006）年12月31日までに同命令を発令しなかつたことは、許容される限度を逸脱して著しく合理性が認められず、原告らとの関係において国賠法1条1項の適用上違法となることは明らかである。

## 第2 敷地高を超える津波によって重大事故を起こす危険性の認識

- 1 平成14（2002）年7月31日、「長期評価」が作成・公表された（甲B8）。

この「長期評価」は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域では、M t 8.2前後の規模のプレート間大地震（プレート境界地震）が、領域全体では、約133年に1回の割合で発生し、今後30年以内のこの領域全体での発生確率は20%程度、今後50年以内の発生確率は30%と推定されること、この領域の中の特定の海域では、530年に1回の割合で発生し、今後30年以内の発生確率は6%程度、今後50年以内の発生確率は9%程度と推定されたとした（甲B8・4頁）。

この「長期評価」を受け、経済産業大臣は、遅くとも平成14年末頃までには、福島第一原発にO. P. +10mを超える津波が到来する可能性について認識す

ることが可能であった。

2 そして、経済産業大臣は 平成3（1991）年10月30日の福島第一原発1号機で発生した内部逸水事故（甲B19）及び平成11（1999）年12月27日のフランス・ルブレイエ原子力発電所において発生した事故（甲B20・13頁）を認識していたのであるから、平成12（2002）年12月31日時点においても、敷地高を超える津波が到来すれば、福島第一原発が重大事故を起こす危険性が高いことは当然に認識していた。

3 加えて、スマトラ沖地震によるインド・マドラス原子力発電所事故を契機に、保安院と独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）は、平成18（2006）年1月30日、溢水勉強会を発足させた（甲B21）。

同年5月11日に開催された第3回溢水勉強会においては、被告東電によって、浸水による電源喪失にともない、原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的危機が機能を喪失することが報告された。

すなわち、同勉強会においては、代表プラントとして選定された福島第一原発5号機について、O.P.+14m（仮定水位⑦：敷地高O.P.+13m+1mの水位）及びO.P.+10m（仮定水位①：仮定水位⑦と設計水位O.P.+5.6mの中間水位）の津波を仮定し、仮定水位の継続時間は考慮しないものとして（長時間継続するものと仮定）、その影響が検討されたところ、①仮定水位⑦及び①の両ケースとともに非常用海水ポンプが津波により使用不能な状態となること、②仮定水位⑦の場合には建屋への浸水はないと考えられることから建屋内への危機への影響はないものの、仮定水位⑦の場合は、タービン建屋大物搬入口、サービス建屋入口から流入すると仮定した場合、タービン建屋の各エリアに浸水し、電源設備の機能を喪失する可能性があること、③仮定水位⑦の場合は、浸水による電源喪失にともない、原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的危機が

機能を喪失することが確認されたのである（以上、甲B22、甲B1・85頁）。

4 以上より、被告国は、平成18（2006）年5月11日には、福島第一原発の敷地高を超える津波が到来すれば、福島第一原発が重大事故を起こす危険性が高いことを現に認識したものである。

### 第3 耐震設計指針の全面改定

1 さらに、平成18（2006）年9月、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂された（新耐震指針。甲B3の1・382頁以下）。

改訂後の新耐震指針には、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」が加えられた（甲B3の1・384頁）。

2 そして、この改訂を受け、原子力安全・保安院は、同月20日、各電力事業者に対して、稼働中及び建設中の発電用原子炉施設等について、新耐震指針に照らした耐震安全性評価（耐震バックチェック）の実施と、そのための実施計画書の提出が指示された（甲B3の1・388頁）。

そして、耐震バックチェックにおいては、上記の津波に対する安全性評価も対象とされていた（甲B3の1・389頁）。

### 第4 許容される限度を逸脱して著しく合理性が認められないこと

以上のとおり、経済産業大臣は、平成18（2006）年12月末までには、福島第一原発の敷地高を超える津波が到来する可能性のあること、そのような津波が到来すれば福島第一原発が重大事故を起こす危険性が高いことをそれぞれ認識したものである。

また、経済産業大臣は、同日においては、新耐震指針の「施設の供用期間中に

極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によつても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがない」という基準にしたがって原子炉施設等の安全性評価を行わなければならなかつた。

そうであるならば、経済産業大臣は、同日までには、被告東電に対して、電気事業法40条による技術基準適合命令を発令しなければならなかつたのであつて、経済産業大臣が、同命令を発令しなかつたことは、経済産業大臣に専門技術的裁量が認められることを考慮しても、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くに至つたものと認めることが相当である。

したがつて、経済産業大臣は、どんなに遅くとも、平成18（2006）年1月31日までに同命令を発令しなかつたことは、原告らとの関係において国賠法1条1項の適用上違法となることは明らかである。

以上

## 略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
福島第一原発	福島第一原子力発電所	訴状	6	
本件原発事故	平成23（2011）年3月11日に発生した福島第一原発の原子力事故	訴状	6	
浪江町	福島県双葉郡浪江町	訴状	6	
浪江町民	浪江町の町民	訴状	6	
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社	訴状	6	
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	訴状	6	
本件地震	平成23（2011）年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震	訴状	8	
本件津波	本件地震に伴う津波	訴状	8	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	訴状	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	訴状	14	
浪江町集団ADR	浪江町が、平成25（2013）年6月4日、原紛センターに対し、被告東電を相手方として、申立人となった浪江町民約1万5000人の代理人として申し立てた集団ADR	訴状	15	
O.P.	小名浜港工事基準面	訴状	20	
長期計画	原子力委員会が制定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	訴状	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	訴状	32	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	訴状	33	
地震本部	地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部	訴状	37	
長期評価	地震本部の地震調査委員会が、平成14（2002）年7月31日に作成、公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	訴状	38	
東電設計	訴外東電設計株式会社	訴状	39	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの）	訴状	41	
千葉判決	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号外事件において、千葉地方裁判所が平成29年（2017）9月22日に言い渡した判決	訴状	71	
親であった原告ら	本件原発事故当時に児童・生徒であった者の親である原告ら	訴状	78	
高齢の家族を有する原告ら	本件原発事故当時高齢の家族を有していた原告ら	訴状	79	
赤い本	日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』	訴状	116	
I C R P	国際放射線防護委員会	訴状	137	
A D R 手続	原子力損害賠償に関する和解仲介手続	訴状	142	
本件和解案	浪江町集団A D Rにおいて、原紛センターが、平成26（2014）年3月20日に提示した和解案	訴状	142	
4省庁報告書	被告国の4省庁（当時の農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局）が、平成9（1997）年3月に策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	準備書面（2）	11	
7省庁手引き	被告国の7省庁（当時の国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省、気象庁、消防庁）が、平成9（1997）年3月に策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	準備書面（2）	13	
仮定水位②	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+14mの水位（敷地高O. P. +13m+1mの水位）	準備書面（2）	22	
仮定水位④	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO. P. +10mの水位（上記仮定水位O. P. +14mと設計水位O. P. +5. 6mの中間水位）	準備書面（2）	22	

専門調査会	中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	準備書面（3）	24	
WG	ワーキンググループ	準備書面（3）	25	
千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号事件、同第1476号事件、同第1477号事件	準備書面（3）	32	
生業訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号事件、同第94号事件、同第175号事件	準備書面（3）	32	
阿部簡易式	阿部勝征氏が考案した津波高を算出するための簡易予測手法	準備書面（3）	36	
今村氏	津波工学者である今村文彦氏	準備書面（4）	8	
今村意見書	今村氏作成が作成した平成28（2016）年12月19日付意見書	準備書面（4）	8	
今村調書	東京高等裁判所平成29年（ネ）第2620号事件の平成30（2018）年12月13日の期日で実施された今村氏の証人尋問調書	準備書面（4）	8	
朝倉ら評価方法	朝倉良介氏らが提案した、動水圧については静水圧の3倍を見込んで評価する考え方	準備書面（4）	11	
岡本氏	原子力工学者である岡本孝司氏	準備書面（4）	13	
首藤氏	津波工学者である首藤伸夫氏	準備書面（4）	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（4）	15	
東海第二原発	東海第二原子力発電所	準備書面（4）	15	
新耐震指針	平成18年（2006）9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	準備書面（4）	15	
耐震バックチェック	原子力安全・保安院が、各電力事業者に対し、新耐震指針に照らして実施を指示した耐震安全性評価	準備書面（4）	15	
小野氏	平成18（2006）年5月11日に開催された第3回溢水勉強会に出席し、当時、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課審査班長であった小野祐二氏	準備書面（4）	17	
渡辺意見書	株式会社東芝原子力事業部門で原子炉施設の基本設計を担当してきた元社員渡辺敦雄氏（工学博士）が作成した平成28（2016）年3月25日付意見書	準備書面（4）	25	

上津原氏	本件原発事故当時、被告東電の原子力設備管理部の部長代理の職にあり、事故後に被告東京電力の事故調査報告書の取りまとめにあたった上津原勉氏	準備書面（4）	31	
L S S	1945年の日本における原爆被爆の生存者を対象とする継続的な追跡調査、いわゆる寿命調査研究(Life Span Study)	準備書面（5）	38	
伊方原発最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁）	準備書面（8）	3	
ワーキンググループ	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」	準備書面（9）	4	
WG報告書	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が取りまとめたワーキンググループ報告書	準備書面（9）	4	
放影研	日米共同研究機関である公益財団法人放射線影響研究所	準備書面（9）	5	
I P P N W	核戦争防止国際医師会議。 核戦争を医療関係者の立場から防止する活動を行うための国際組織であり、昭和55（1980）年に設立された団体。	準備書面（10）	14	
和解仲介業務規程	原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（総括委員会平成23年8月26日決定、最終改正：平成24年3月28日一部改正）	準備書面（11）	4	
機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	準備書面（11）	10	
支援機構	原子力損害賠償支援機構	準備書面（11）	10	
津波評価技術	社団法人土木学会が平成14（2002）年に策定した「原子力発電所の津波評価技術」	準備書面（12）	6	
民間規格の活用に向けて	原子力安全・保安部会及び原子炉安全小委員会が平成14（2002）年7月22日に策定した「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」	準備書面（12）	14	

安全設計指針	原子力安全委員会が平成2（1990）年に定めた「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	準備書面（12）	19	
佐竹氏	地震学者の佐竹健治氏	準備書面（12）	22	
川原陳述書	原子力安全・保安院の原子力発電安全審査課耐震班長であった川原修司氏作成の陳述書	準備書面（12）	34	
中間指針等	中間指針及び総括基準	準備書面（13）	4	
中間指針	原賠審が作成した平成23（2011）年8月5日付中間指針	準備書面（13）	5	
中間指針第二次追補	原賠審が作成した平成24（2012）年3月16日付中間指針第二次追補	準備書面（13）	5	
中間指針第四次追補	原賠審が作成した平成25（2013）年1月26日付中間指針第四次追補	準備書面（13）	5	
総括基準	原紛センターが作成した平成24（2012）年2月14日付総括基準	準備書面（13）	5	
除本意見書	除本理史教授が令和2（2020）年7月に作成した「意見書」（甲D205）	準備書面（13）	5	
アンケート調査	浪江町被害実態報告書（甲D102）に用いられた、平成25（2013）年に浪江町が実施した質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」	準備書面（13）	9	
本研究	川副早央里助教（東洋大学）、西野淑美准教授（東洋大学）及び高木竜輔准教授（尚絅学院大学）の3名が、「ふるさと喪失」による精神的損害の内実を捉え、避難生活による精神的苦痛との違いを明らかにすることを目的として、「アンケート調査」の回答を集計したデータを二次分析した合同研究	準備書面（13）	9	

川副ら論文	本研究の成果物である「『ふるさと喪失』による精神的苦痛の当事者における認識構造—福島県浪江町民『精神的損害実態調査アンケート』の二次分析よりー」と題する論文(甲D206)	準備書面(13)	9	
日常生活阻害慰謝料	正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛	準備書面(13)	15	
見通し不安に関する慰謝料	今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛	準備書面(13)	15	
浜通り避難者訴訟の控訴審判決	仙台高裁平成30年(ネ)第164号令和2年3月12日判決	準備書面(13)	25	
小高訴訟の控訴審判決	東京高裁平成30年(ネ)第2335号令和2年3月17日判決	準備書面(13)	26	
東京地裁平成31年判決	被告東電第4準備書面22頁において引用する東京地裁平成31年3月27日判決	準備書面(15)	15	
UNSCEAR	原子放射線の影響に関する国連科学委員会	準備書面(16)	4	
UNSCEAR2013年報告書	UNSCEARが作成した2013年国連総会報告書科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」	準備書面(16)	4	
政府ニュースレター	政府原子力災害現地対策本部が被災地向けに発行したとされるニュースレター	準備書面(16)	9	
群馬訴訟の地裁判決	前橋地方裁判所平成25年(ワ)第478号、同平成26年(ワ)第111号、466号事件において、同裁判所が平成29(2017)年3月17日に言い渡した判決	準備書面(19)	15	
小高訴訟の地裁判決	東京地方裁判所平成26年(ワ)第3363号事件において、同裁判所が平成30(2018)年2月7日に言い渡した判決	準備書面(19)	15	
首都圏訴訟の地裁判決	東京地方裁判所平成25年(ワ)第6103号、19729号事件において、同裁判所が平成30(2018)年3月16日に言い渡した判決	準備書面(19)	16	

群馬訴訟の控訴審判決	東京高等裁判所平成29年(ネ)第2620号事件において、同裁判所が令和3(2021)年1月21日に言い渡した判決	準備書面(19)	16	
山木屋訴訟の地裁判決	福島地方裁判所いわき支部平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号、平成29年(ワ)第85号、令和元年(ワ)第274号事件において、同支部が令和3(2021)年2月9日に言い渡した判決	準備書面(19)	16	
谷岡・佐竹論文(1996)	谷岡・佐竹「津波地震はどこで起こるか」(1996)(甲B25)	準備書面(20)	9	
海溝型分科会	地震調査研究推進本部(地震本部)・地震調査委員会・長期評価部会・海溝型分科会	準備書面(20)	18	
「長期評価」の見解	「長期評価」は、過去に大きな既往地震の報告がない福島県沖海溝沿い領域を含む、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」という南北800km程度の巨大な領域を設定し、この領域で、M8クラスのプレート間大地震(津波地震)が、17世紀以降、①慶長三陸地震、②延宝房総沖地震、③明治三陸地震、と約400年で3回発生していることから、この領域全体で約133年に1回の割合でこのような大地震(津波地震)が発生すると推定し、ポアソン過程という確率推定方法により、今後30年以内のこの領域全体での発生確率は20%程度、今後50年以内の発生確率は30%程度、この領域の中の特定の海域での発生確率については、地震を引き起こすと考えられた断層長(200km程度)と領域全体の長さ(800km程度)の比を考慮して、530年に1回の割合で発生すると推定し、今後30年以内の発生確率は6%程度、今後50年以内の発生確率は9%程度と推定した。	準備書面(20)	19	

長期評価信頼度	平成15（2003）年3月24日、地震本部地震調査委員会が作成・公表した「プレートの沈み込みに伴う大地震に関する「長期評価」の信頼度について」	準備書面（20）	20	
平成20年試算	平成20（2008）年4月18日に、被告東電の子会社である東電設計が作成・公表した「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託 第2回 打合せ資料 資料2 福島第一発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討 R e v.1」（甲B9）において行われた、「長期評価」に基づく試算。	準備書面（20）	24	
武藤副本部長	武藤原子力・立地本部副本部長	準備書面（20）	25	
被告東電方針	平成20（2008）年7月31日、被告東電内部で、武藤本部長らに対する津波評価に関する2回目の説明において決定された被告東電の方針（①「長期評価」の取扱いについては、評価方法が確定しておらず、直ちに設計に反映させるレベルのものではないと思料されるので、「長期評価」の知見については、電力共通研究として土木学会に検討してもらい、しっかりととした結論を出してもらう、②その結果、対策が必要となれば、きちんとその対策工事等を行う、③耐震バックチェックは、当面、「津波評価技術」に基づいて実施する、④土木学会の委員を務める有識者に上記方針について理解を得る）	準備書面（20）	25	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（20）	25	
合同WG	資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会の地震・津波ワーキンググループと地質・地盤ワーキンググループとの合同ワーキンググループ	準備書面（20）	38	

平成21（2009）年報告	被告東電は、平成21（2009）年8月28日及び9月7日頃、原子力安全・保安院に対し、耐震バックチェックには津波評価技術による津波評価で対応すること、最終報告には間に合わないが、電力共通研究、土木学会により合理的に設定された波源を検討し、これに対して必要な対策を実施していくことなど、前記被告東電方針（第2の2（6））に沿った報告をした上で、佐竹論文も踏まえた試算結果が福島第一原発でO. P. +8.6～8.9mであったことを報告した。	準備書面（20）	39	
鶴論文	鶴哲郎ほか「日本海溝域におけるプレート境界の弧沿い構造変化：プレート間カップリングの意味」（平成14（2002）年）	準備書面（20）	39	
松澤・内田論文	松澤暢・内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」（平成15（2003）年）	準備書面（20）	40	
石橋論文	石橋克彦「史料地震学で探る1677年延宝房総沖津波地震」（乙B58、平成15（2003）年）	準備書面（20）	40	
都司論文	都司嘉宣「慶長16年（1611年）三陸津波の特異性」（乙B59、平成15（2003）年）	準備書面（20）	40	
今村・佐竹・都司論文（平成19（2007）年）	今村文彦・佐竹健治・都司嘉宣ら「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」（平成19（2007）年）	準備書面（20）	40	
島崎論文	島崎邦彦「超巨大地震、貞觀の地震と長期評価」（甲B79、平成23（2011）年5月）	準備書面（20）	41	
松澤論文	松澤暢「なぜ東北日本沈み込み帯でM9の地震が発生したのか？－われわれはどこで間違えたのか？」（丙B4、平成23（2011）年11月）	準備書面（20）	41	

佐竹論文	平成 20 (2008) 年 8 月 佐竹健治ほか 「石巻・仙台平野における 869 年貞観津波の数値シミュレーション」	準備書面 (20)	49	
平成 3 (1991) 年 溢水事故	平成 3 (1991) 年 10 月 30 日、福島第一原発 1 号機を定格出力で運転中、タービン建屋地下 1 階 (南側) 電動駆動原子炉給水ポンプ付近の床下に埋設されている補機冷却水系海水配管の母管から分岐し原子炉海水ポンプ用空調機へ供給する配管の分岐部近傍に約 22 mm × 40 mm の貫通穴があき、同ポンプ周りの床面から海水が湧水したため、原子炉が手動停止されるという事故 (発電停止時間 1635 時間 20 分 (約 69 日間))	準備書面 (20)	56	
被告東電総括書	「福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン」 (甲 B 20)	準備書面 (20)	58	
原子炉施設等	原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備	準備書面 (21)	4	
想定津波	「長期評価」から推計される津波	準備書面 (22)	6	
2008 年推計	被告東電が「長期評価」に基づき平成 20 (2008) 年に福島県沖の日本海溝寄りに 1896 年明治三陸地震の波源モデルを想定して行った津波推計	準備書面 (22)	9	